

「電気料金安くなる」勧誘 事業者名、必ず確認を

近ごろ、さまざまな商品の値上げのニュースを耳にします。そんな中、「料金が安くなる」「お得なサービスプランがある」などと勧誘を受けて契約し、トラブルになる相談が増えています。

- ▼大手電力会社の関連会社を名乗る事業者から電話があり、今よりもお得なポイントが付くプランを勧められ、顧客番号を教えてくださいと言われた。今の契約先からのお得なプランの案内かと思い、その情報を伝えた。後日、見知らぬ事業者から書面が届き、電気の契約をしたことになっていた。契約したつもりはない。(50代・女性)
- ▼自宅を訪問してきた事業者から電気料金を見直さないかと言われた。最初は不審に思ったが、電気料金が安くなると何度も言われ、契約することにした。安さにつられてその他の条件を確認せず契約したが大丈夫だろうか。(30代・男性)

電力の小売り全面自由化が始まり今春で3年。多様な業者との契約ができ、選択肢が広がりました。しかし電話や訪問など突然の勧誘を受け、よく確認せずに契約したが不本意な内容だったなどの相談が増えています。

電気料金について見直しの勧誘を受けた際は、事業者名や連絡先を必ず確認しましょう。電力会社の契約の切り替えには、契約名義や住所の他に、検針票に記載されている供給地点特定番号と顧客番号が必要となります。切り替えの必要性をよく考え、その意思がなければ情報を伝えないようにしましょう。

また、契約を切り替える際には、月々の電気料金だけでなく、プラン内容、契約期間や解約料などの条件や、停電など困ったときの連絡先などもしっかり確認しておきましょう。

訪問販売や電話勧誘による電気の契約の場合、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（一定期間であれば無条件で契約解除できる）が可能です。不安なことやトラブルが生じたら、なるべく早く最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし) 188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。